

聖德太子小觀

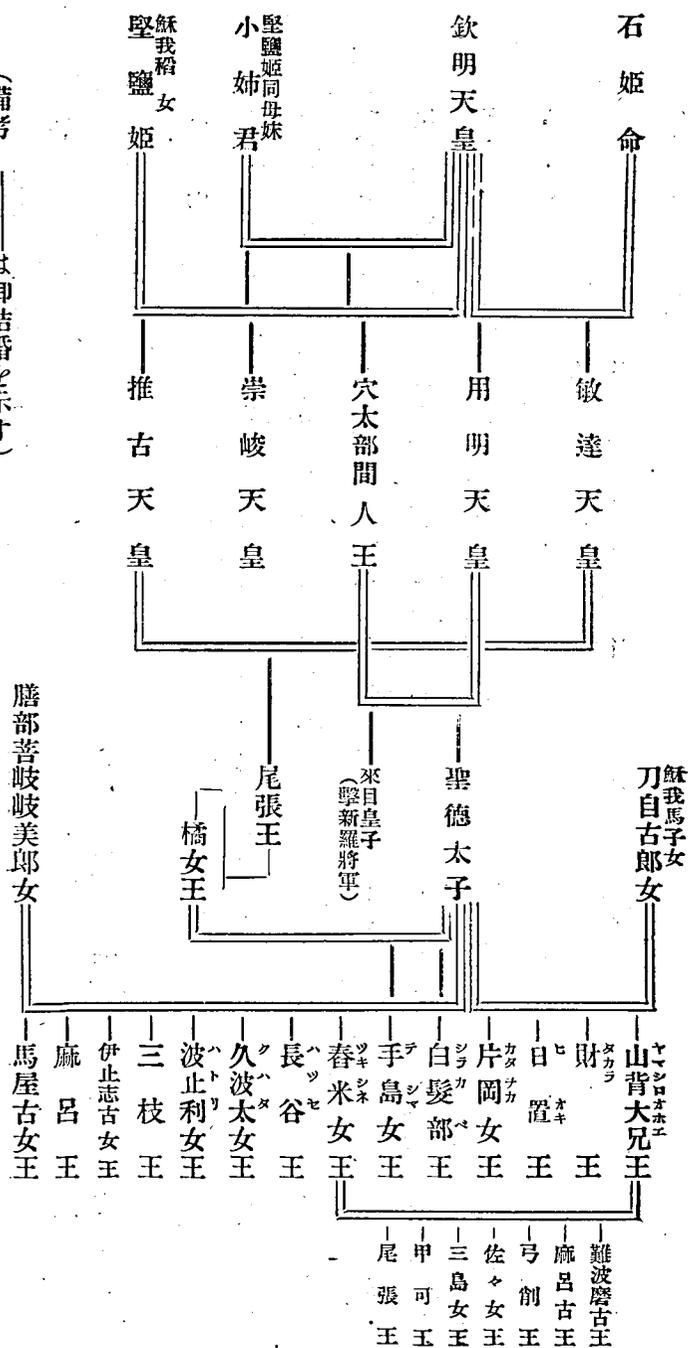
黑板勝美

小序

この論文は、余が聖德太子一千三百年御忌奉賛會創立總會席上に於ける講演の草案を、補訂せしものにかゝる。固より、我が國文明の父たり母たる太子の御傳として、委曲を盡せるものにあらずして、たゞ僅に、太子の御偉德の一斑を述べたるに過ぎざる也。且つ、余、今や、太子の師、慧慈の出でたる國、高句麗の遺蹟調査の爲めに、平安北道の奥地に入りつゝあり、旅中、一の参考書を有せず。匆卒筆を執り、記憶に任せてこの一篇を作る、江湖博雅の諸賢、請ふ之を正せ。

× × × × × ×

一、太子の御系統



(備考) 〓〓は御結婚を示す

一、太子の御系統は、上に擧げたる系圖の通りである、更に少しくこれを説明すれば、

欽明天皇は、太子の祖父君に當らせられ、

敏達天皇は、太子の伯父君に當らせられ、

崇峻天皇は、太子の叔父君に當らせられ、

推古天皇は、太子の叔母君に當らせられ、

用明天皇と穴太部間人王とは、實に太子の父君母君にましますのである。

一、されば、太子は、皇室の御血液濃厚にまします、余はこれを見て、後三條天皇が、後朱雀天皇を父君とし、禎子内親王を母君としたまへるを聯想せざるを得ぬ。聖德太子當時の蘇我氏は、實に後三條天皇當時の藤原氏である、後三條天皇が、藤原氏を抑へたまひしと同様、聖德太子は、蘇我氏に對し、何等かの御考がなかつたであらうか。

一、皇室と蘇我氏、太子と蘇我氏との關係は後に論じて見たいと思ふ。

一、太子の御本名は、厩戸皇子と申し奉る、而して一時に多人數の訴を聽き分けたまふといふので、豊聰耳命とも豊聰八耳命とも美稱し奉る、また聖德法王とも法主王とも、法太王とも、稱へ奉つて居る。或はこれをつゞけて、厩戸豊聰耳聖德法王、豊聰耳法大王など、稱して居ることもあるまた、父帝、用明天皇、太子の聰明を愛し、上宮に住はせられしより、上宮王とも申し奉るのである。

一、太子の御生年については古來三説あるが、法王帝説に、敏達天皇三年甲午とあるのが正しいのである。従つて、用明天皇二年、大連物部守屋を討ちたまひしは、十四の御年、崇峻天皇蘇我氏に弑せられ、推古天皇即位せられた年には十九歳、翌年立つて皇太子となり、攝政として萬機を委ねられ給ひしは、實に二十歳の青年時代であつた。

一、太子の薨年についても二説ある、一は推古天皇二十九年二月癸巳（五日）とある日本書記の説、これは誤つて居る。

法王帝説にも引いてある法隆寺金堂釋迦造象記、天壽國曼荼羅銘文の、推古天皇三十年壬午二月二十二日とする他の説が正しい、この二月二十二日を大陽曆に推歩換算すると、四月十一日となるのである。

一、それで、太子の御壽は、四十九歳であるといふことになる、二十歳から四十九歳、凡そ三十年間が、最も御活動の時期であつた。

二、太子の御年譜

一、太子の御事業は、非常に多方面であつた、今太子薨去の外、姑く日本書記により、左に年譜を作つて見やう。

敏達天皇

三年甲午太子御誕生

用明天皇 二年丁未七月太子蘇我馬子と共に物部守屋を討ちたまふ御年十四歳

崇峻天皇 五年壬子蘇我馬子東漢直駒をして天皇を弑せしむ太子御年十九歳

推古天皇 元年癸丑四月太子攝政御年二十歳

是歳四天王寺を造りたまふ

同 二年甲寅二月佛法興隆諸臣競ひて寺を造る太子御年廿一歳

同 三年乙卯五月高麗僧慧慈歸化太子師とし給ふ太子御年二十二歳

同 四年丙辰十一月法興寺成る太子御年二十三歳

同 八年庚申境部臣を大將軍とし任那の爲めに新羅を討つ新羅王降り六城を獻じ朝貢を

誓ふ太子御年二十七歳

同 九年辛酉二月太子斑鳩宮を興したまふ太子御年二十八歳

三月使を高麗百濟に遣し任那を救はしむ

九月新羅の間牒を上野に流す

十一月新羅を攻めんとを議したまふ

同 十年壬戌二月來目皇子を擊新羅將軍としたまふ皇子筑紫に病み征討を果さず太子御

年二十九歳

同
十月百濟僧觀勒來り曆本天文地理書等を貢つる
十一年癸亥二月來呂皇子筑紫に薨す

四月來目皇子の兄當麻皇子を征新羅將軍とす播磨に至りて留まり歸京途に征討せず
十月天皇小墾田宮をほりたに還りたまふ

十一月太子秦河勝をして佛像を受け蜂岡寺を造らしめ給ふ太子御年三十歳
是月太子天皇に請ひて大楯及び靴を作らしめ給ふ

十二月始めて冠位を行ふ大徳小徳大仁小仁大禮小禮大信小信大義小義大智小智併せ
て十二階〔法王帝説に十三年五月とす〕

同
十二年甲子正月冠位を諸臣に賜ふ

四月太子親ら憲法十七條を作り給ふ太子御年三十一歳〔法王帝説には憲法制定の事を十三年七月とす〕

九月朝禮を改む

同
十三年乙丑四月太子大臣及び諸王諸臣に詔して銅繡丈六佛像各一軀を造らしむ又鞍つくものとり作鳥つくものとりを造佛工となす高麗國大興王造佛の事を聞き黄金三百兩を貢上す

閏七月太子諸王諸臣に命じて褶を着けしむ

十月太子斑鳩宮に居ます御年三十二歳

同

十四年丙寅四月銅繡丈六佛像並に造り竟る

七月天皇太子を請じて勝鬘經を講せしめ給ふ是歳太子また法華經を講ず天皇播磨國水田百町を太子に賜ふ乃ち之を法隆寺に納る〔法王帝説に六年四月の事となす〕太子

御年三十三歳

同

十五年己卯二月詔して神祇を祭祀せしむ太子大臣百寮を率ゐて祭拜す太子御年三十

四歳

七月小野臣妹子を隋に遣す

同

是冬大和山背河内の三國に池溝を作り亦國ごとに屯倉を置きたまふ

十六年戊辰四月妹子歸朝す隋使裴世清等從ひて至る八月隋使入京九月また妹子裴世清等と共に隋に遣す太子御年三十五歳

同

十七年己巳九月妹子等隋より至る太子御年三十六歳

同

十八年庚午三月高麗王僧曇徵法定を貢上す

七月新羅任那の使共に朝貢す太子御年三十七歳

同

十九年辛未八月新羅任那の使また共に朝貢す太子御年三十八歳

同 二十年壬申百濟人吳樂を傳ふ太子御年三十九歲

同 廿一年癸酉十一月大和に池を作らしむ又飛鳥京と難波の間に大道を通ず

同 十二月太子片岡に遊行し飢人に遇ひたまふ太子御年四十歲

同 廿二年甲戌六月犬上君御田鍬等を隋に遣す太子御年四十一歲

同 廿三年乙亥七月御田鍬等歸朝す百濟の使從つて來朝す

同 十一月高麗僧慧慈國に歸る太子御年四十二歲

同 廿四年丙子三月掖玖人歸化す五月七日また來る

同 七月新羅像佛を貢す太子御年四十三歲

同 廿六年戊寅八月高麗使を遣して方物を貢す

同 是歲河邊臣を安藝國に遣し船を造らしむ太子御年四十五歲

同 廿八年庚辰是歲太子馬子と議し天皇記國記臣連伴造國造百八十部并に公民等の本記

を録す太子御年四十九歲

同 三十年壬午二月太子薨去御年四十九歲

三、太子の御學問

一、日本書記にいふ、太子は、生れたまひしとき、能く物言ひ、聖智あり、壯年となりたまひては、一

たびに十人の訴を聞いて誤ちたまはず、兼ねてまた將來のことを知りたまうた御方であるといつてある。

一、またいふ、佛教を高麗の僧慧慈に習ひ、儒學を博士覺晉に學び、並に悉く達せられたと。

一、法王帝説には、更に委しく記していふ、太子幼少の頃から、聰敏で智慧ましく、壯年となつては、一時に八人の言上することを聞いて、一々能く辨せられ、又、一を聞いて八を知りたまうたと。

一、法王帝説またいふ、太子の師は慧慈法師といふ高麗の僧であつた、たゞに佛教の蘊奥を窮められたのみならず、老莊の學より、周易をはじめ、詩書春秋等に通じ、且つ天文地理の道までも曉られたるして、慧慈法師などが通じない所も、太子は一夜御考へになると、すつかり御領解になり、それを慧慈に仰せらるゝので、慧慈も驚いたといふことである。

一、太子の佛學に深くましませしは、その御製作になつた、法華經疏維摩經疏勝鬘經疏を見ても分明であるし、又、正倉院文書によれば、この外、觀音經疏といふ太子の御製もあつた筈である。

一、漢學に通せられたるは、この三經疏の文章で推すことが出来る。即ち太子は、我國に於ける最初の文學者として、その著作を後世に遺された御方である。

一、たゞに、三經疏ばかりでなく、御製作の十七條憲法は、實に支那人も及ばぬとの定評がある程立派な漢文で、漢魏の遺風を帯びたる莊重なるものである。

一、その中に用ゐられて居る、古文成語の三四の例を、書記通證によりてこゝに擧げて見やう、

第一條 以和爲貴は論語學而篇

上和下睦は千字文

第三條 君則天之臣則地之は管子

天覆地載は中庸

上行下靡は說苑

第四條 上不禮而下非齊は韓詩外傳

第五條 如石投水は李蕭遠運命論

第六條 懲惡勸善は左傳成公の條

第七條 尅念作聖は書經說命

第八條 公事無盪は詩經唐風

第十條 彼是則我非は莊子

如鑲無端は史記田單傳贊

第十二條 國非二君民無兩主は孟子

第十四條 千載以難待一聖は文選三國名臣傳序

第十六條 使民以時は論語學而篇

一、是等古文成語を用ゐられたことを觀ても、その學問の該博であらせられたことが分る、しかもこれを用ゐてよく融化せしめたる太子の御手腕は、我國に於ける最初の文學者たる尊稱を上るべきのみならず、また、我が國に於ける、最高位の文章家として、太子を推し奉らねばならぬと思ふ、

四、太子の神祇崇拜と佛教興隆

一、佛教は、繼體天皇の御代、既に我が國に入つて來たやうであるが、太子の祖父君に當らせらるゝ、欽明天皇の御代に百濟の聖明王が、佛像經論等を我朝廷に上つたのが、公然佛教の日本に渡つた始であつた。

一、第一に、それを尊信した豪族は、實に蘇我氏であつた。そして同じく、政權を握つて居た物部氏は、之に反對した。いはゞ、欽明天皇の御代から、用明、崇峻兩天皇の御代まで、凡そ五十年間は、我が國に於ける佛教に、まだ十分基礎が出来なかつた、また建國以來、引きつゞいて居る神祇崇拜と、佛教信仰とが、どんな關係になるのであるか、或はその間、衝突を免かれぬやうに考へたものもあつて、我が國民の信仰は、甚だしく動搖を來して居た。

一、此の際に、聖德太子は御出現になつた、そして、神祇崇拜と佛教信仰とに鐵案を下し、永く我が國民をして、據るところあらしめ給うた功績は、實に大なるものである。

一、太子は憲法の中に、篤く三寶を敬へといつて、佛教尊信の事を、天下の人々に示された。併し、これは、建國以來、我が民族信仰ともいふべき、神祇祭祀の事を放棄せよとの意味ではなかつた神祇祭祀の、我が國體から離るべからざるものたるは、よく太子の認めたまふところであつて、佛教信仰の爲めに、神祇の祭祀を怠るものあらんことを御心配になり、やがて推古天皇は、左の如き、詔勅を下し給ふたのである。

朕聞く、曩者我が皇祖天皇等、世を宰め給ふや、踰天躋地敦く神祇を禮ひ、周く山川を祠りて幽に乾坤に通はず。是を以て、陰陽開け和し、造化共に調ふ。今朕が世に當つて、神祇を祭祀すること、豈に怠ることあらむや。故に、群臣共に、心を竭して、宜しく神祇を拜すべし。

一、これは、推古天皇の十五年二月で、太子攝政の間の事であるから、無論、太子の思召しといつて可い。乃ち、太子は、馬子や群臣を率ゐて、神祇を祭拜せられて居るのである。

一、この舊信仰を捨てずして、新信仰を採用するといふことは、實に大切なことである。我々日本人は、連綿たる皇統の上に戴くばかりでなく、連綿たる古信仰に生きて居るのである。言ひ換ふれば、信仰的に、建國以來生命を有して居る。そして、外國文明と共に入來る、外國の信仰を拒むことが出來ぬ以上、それを採用する必要を認むると共に、舊信仰を尊重することが、民族として、國民として、緊要であることを信せざるを得ない。

一、民族を永く結合せしむるに主要なるものは、血液と信仰と言葉であつて、この三者を尊重せぬ國民は、直ぐ亡びて了ふ。よし亡びずに居つても、それは形體だけで、既に外國化した國民である。

一、かくて我日本民族は、太子によつて、先づ信仰上に救はれた、佛教が日本化したといふのは、その本づくところ、こゝにあるのであつて、太子が、佛教を日本的たらしめんと努力せられたからである。そして、太子に、神祇崇拜もその歸趣を得たのである。

一、兩部神道も、本地垂迹説も、皆こゝから發足し、また、鎌倉時代の新宗たる眞宗の如き、太子に溯つて、はじめてこゝに、立教開宗の意義を闡明し得るものである。

一、今左に、太子の創立せられた寺を擧げて置く。

- 一、法隆寺 大和にあり
- 二、四天王寺 攝津にあり
- 三、中宮寺 大和にあり(法隆寺の東)
- 四、橘寺 大和にあり
- 五、蜂岡寺 山城にあり、今廣隆寺といふ
- 六、池後寺 大和にあり(法隆寺附近)今法起寺といふ
- 七、葛城寺 大和にあり、今廢絶す

五、太子の國語尊重

一、太子は、信仰の上から、民族的に、我が日本國民を救はれたばかりでなく、國語の上に於ても、また日本國民を救はれた。

一、我國には、上古文字がなかつたため、漢文學渡來以降、如何にして、國語を支那文字にて寫すかは永く國民を苦しめて居るのであるが、盛んに支那文明を輸入せられた太子は、支那文字を採用しても、成るべく支那語即ち字音を採用されなかつたところにその卓見が伺はれる。

一、我國では、無論、太子以前から支那文字に音の外、訓が出来て居たであらうが、それまでは、外國文明の輸入が受働的であつたために支那文字と國語との關係も蓋し放任されて居つたらう。太子が、直接に隋と交通を開かるゝやこの問題にどんな態度を取られたであらうか。

一、この場合、文字を有しなかつた國語には、寧ろ支那音を用いた方が、便利であるといふやうな國が起らなかつたとも限らぬ。例へば支那風を摸した冠位の名など支那語を用ひやうといふ説も起つたであらう。然るに、太子は、大に我が古來の國語を尊重し、支那音を排斥された事實が、近頃學界に紹介せられるに至つた。

一、それは、支那唐代の著述である翰苑といへる書中、日本のことを書いたところに見えて居る。この書は、支那で既に失はれて居つたものであるが、幸に我國で、その一部分が発見せられた。

一、その文に、推古天皇御代の冠位制定を述べ、その第一の位を「麻卑騰吉寐」と萬葉假名で書いて、之を華言即ち支那語で大徳といふと記してある。

一、支那文字で日本語の發音を寫すのは、古代から日本人が實行して居たので、皆萬葉假名を用ゐたものであるが、「麻卑騰吉寐」がどんな意味であるかといふに、これは、マヒトキミで、「真人公」といふのである。

一、真人とは、天武天皇が御定めになつた、八姓の中の第一位のもので、皇別（神武天皇、以後歷代天皇から出た諸氏）の人々に賜はつた姓である。朝臣はその次で、神別（神武天皇以前神代の神々の子孫）に賜はつたものである。

一、然るに、大徳といふ文字には、「真人公」といふ意義は、直接にも關接にもない。法王帝説によると、五行に准して爵位を定むとあるが、徳と五常とを以て、大小に分ち、冠位の名稱としたのである。それを讀むに「ダイトク」と訓せず「マヒトキミ」と訓じ、文字を借りても言語を採用せぬところに太子の有難い思召があるのであらうと思ふ。

一、日本特有の姓を以て、冠位の名稱となし、それを支那音で稱へずして、我國固有の言葉を以て之を呼び、大に國語を尊重したまひし太子の事業は又、實に自主的日本の民族結合を益鞏固ならしむるものである。

一、これは、現今の國民には、殊に大なる教訓である。日本銀行の兌換券や、鐵道の高札や切符その他、店舗の看板などに至るまで、まるで、英米の殖民地でもあるかのやうに、必要以上に英語を併用して居るなど、太子の罪人といふべきものではあるまいか。

八、太子と朝鮮

一、太子の朝鮮に對する御活動は、積極的であつた。そして矢張り、任那興復と新羅征服とが目的であつた。先づ、第一回新羅征伐は大成功で、推古天皇八年二月に境部臣を大將軍とし、萬餘の兵を發して、新羅の五城を抜いた。新羅王大に惶れ、白旗を擧げて我軍に至り、その六城を割きて降らんと請うたので、これを許したところ、新羅はやがて任那と共に朝貢し、上表していふやうには天上に神あり、地に天皇あり、此の二神を除いては、何ぞまた畏るゝものあらんや。今より以後、相攻むることもなく、且つ船掩乾ふなかくらさず、毎歲必ず朝貢せんと言上した。

一、しかし、新羅は、やがてまた叛したので、十年二月、來目皇子を撃新羅將軍となし、二萬五千人の兵を率ゐて出征せしめられた。來目皇子は、その年四月九州に下り、筑前の志摩郡に屯し、軍船を聚め、兵糧を運んで、準備して居られた最中、病氣にかゝって進むことが出來ず、明くる十一年二月、遂に薨去せられた。

一、この報を聞いて、天皇は非常に御驚きで、太子や馬子を召され、この大切なところに薨せられて、新羅征伐も出來ず、悲しいことであると仰せられたと、日本書記にあるが、天皇よりも、太子は更に、悲歎に暮れたまうたことであらう。

一、來目皇子は、太子の同母弟であらせられた。皇子の御方で、朝鮮に出征せられたお方は、神功皇后以來、前例のないことである。太子は、是非朝鮮を我が勢力範圍としようと考へられ、非常な御熱心で、御弟の來目太子を大將とせられたのである。太子と御兄弟の事にもあり、餘程わらい御方であつたのを、太子は見込んで、大將軍にせられたのであつたらう。その來目太子の薨去には、追がの太子も落膽せられたに相違ない。

一、それで當麻皇子を將軍とせられたが、太子は、播磨に至つて、夫人の薨去に遇はれ、また大和に歸つて了ひ、遂に新羅征伐が中止せられて了つたのは、如何にも遺憾である。しかし、皇子の爛眼が、直接に支那に向ふこととなつたのは、蓋し半ば之が爲めであつた。

一、太子の朝鮮征伐が、非常の決心で計畫せられたであらうといふについて一の傍證がある。それは即ち攝津の四天王寺建立である。四天王寺は、普通に、物部守屋を討たれた折の、御誓願によつて造られたといはれて居るが、そればかりではない。四天王寺は、國土守護、敵國降伏の力を備へて居る、殊に毘沙門天は、北方と主どり、尤も信仰せられて居る。太子は佛教を國土守護の意

味に採用せられた、従つて四天王信仰は、先づ太子に現はれて居るばかりでなく、後に至つてそれが發展して、聖武天皇の國分寺設置となつたのである。

一、そこで、攝津の難波に四天王寺を造られたのは、朝鮮征伐準備の第一歩であつた。難波が第一の策源地であり、四天王寺がその本陣であつたらうと思ふ。四天王寺の毘沙門天は、西方朝鮮に向つて立つて居らるゝと、四天王寺の記録に出て居る。

一、尤も四天王寺には、他に社會的事業の計畫もあり、感化救濟事業等この寺で實行し給ふ御考であつたが、兎に角太子が寺院を以て御活動の場所とせられたのは、太子が佛教に對する御考の一端を伺ふに足ると思ふ。

七、太子と支那

一、太子以前は、日本と支那との國交關係は、極めて曖昧であつた。少くと支那では、倭國なるものを、屬國扱ひにして居た。

一、尤も、その倭國なるものが、我が大和朝廷なりしや否やは、今日まで疑問である。しかし、支那の朝廷で、倭國王なるものを、日本の代表者と觀て居たことだけは、事實である。

一、そこで、太子が、小野妹子を使とし、隋に遣られたとき、その國書に、

日出國の天子、書を日没國の天子に致す、恙なきや。

と書かれたのには、煬帝も。一度は驚き、一度は怒つた。そして「蠻夷の書無禮なり、二たび上らしめてはならぬ」といつて、之を却けたと、隋書にあるのは、蓋し實を傳へたものであらう。

一、隋の煬帝が怒つたことについては、先方にそれ相當の理由がる。彼等は、支那本國を中華中國といつて、自ら尊大に構へ、國外の國々を、四夷八蠻とか、北狄東夷、西戎南蠻など稱して、屬國扱ひにして居た、而して日本は實にその東夷の中の一國であつた。そして、從來倭國といつて朝貢して來たと思つてをると、こゝに出し突けに前のやうな國書が來たのだから、煬帝の驚き、且つ怒つたのは、無理もないことである。

一、併し我が國からいへば、太子の國書によつて、我日本國は、支那と對等の國交をすることになつたのである。即ち進んだ文化を有せる支那も、國としては日本と同様であるといふ信念、獨立的國家觀念が、こゝに確立したのである。若しこの際、太子が、支那文明輸入に急なるが爲め、節を屈して、屬國的國書を送られたとしたら、我が金甌無缺の國體は、こゝに傷けられたのであるが、太子は、すべての事に於て、日本中心、皇室中心であらせられたが故に、此場合にも、斷乎として國威を示されたのである。

一、小野妹子は、やがて二たび支那に使した、その折の國書には、

東天皇敬白西皇帝

とせられたことが、日本書記に見わて居る。

一、が、その後、引つゞいて支那に遣された遣唐使は、どうも、國書を持つて行かなかつたやうである。それは、唐代に爲つて、對等的國交が、形式の上に現はれては、唐の朝廷でも、その自尊心を満足せしむる上から困つたのであらう、そして、國書を送らずに、その點を誤魔化して、遣唐使時代を經過したやうである。

一、弘法太子文集性靈集に遣唐使藤原葛野麿に代つて、福州觀察使に與へた書が載せてある、それによると、國書は元來、奸詐を防ぐためである、日本のやうな信義の國では、昔から之を持つて行つた例がないといつて居る。

一、いはゞ、太子の遣隋使によつて、我が國の獨立的位置は立派に確定した。太子の盛んな意氣によつて、我國が大陸の勢力に屈服せずに濟んだといふのは、我が國民が、牢記して、必ず永く忘れてはならぬことである。

八、太子と外來文明

一、美術にせよ、音樂にせよ、太子以前、佛教と共に、多少、輸入はせられたが、それは、前にもいつた通り、消極的で、受動的であつた、太子以後は、それが積極的で、能動的となつた。

一、太子は、信仰上から、佛教を中心とし、外來文明を盛に輸入せられ、そして、舊文明と都合よく

調和せしめんことを、努力せられたのである。

一、例へば、現今、大工左官の人々が、太子を祖神として仰ぎ奉る所以は、太子によつて、我が建築が非常なる發展をなせるを意味するもので、その遺されたる、最も大なる記念物は、實に法隆寺そのものである、之を永遠に保存するには我々國民の義務であるといはねばならぬ。

一、また、彫刻には鞍作くわつくの鳥佛師といふ名人があつた、彼は法隆寺の本尊釋迦如來の尊像に、その靈腕を振つて居る。

その他繪畫も大に發達し、太子の時代は、實に彫刻繪畫に於て一大時期をなす程である。

一、舞樂の如きも、奈良の春日神社と同じく、四天王寺と法隆寺とに、昔から今日まで引きつゝいて、保存せられて居る。法隆寺の板舞臺、四天王寺の石舞臺と稱して、非常に有名なものである。

一、感化救濟養老等の事業も、また、太子の意を注がれたものであつた。四天王寺に、悲田院や敬田院などの設けられたのは、即ちそれである。法隆寺が、學問のお寺であつたと同時に、四天王寺は社會的事業を施設したまふところであつた。

一、その他、曆學、天文、地理、遁甲、方術等の輸入をも忘れられなかつた。推古天皇の十年に、百濟の僧觀勒入朝して、此等の書を貢上した。そこで、太子は書生三四人を選び、觀勒について、これを學ばしめられた。

一、刺繡の如きも、太子によつて、大に進歩した。推古天皇十三年に、繡の丈六佛像一軀を造られたことが、日本書記に見えて居るし、太子薨去の後、妃橘女王、悲哀の極、天壽國曼荼羅を現はした繡帳二帳を作られたことが、法王帝説に載せてある。

一、この天壽國曼荼羅の一部は、今幸に、中宮寺に保存せられて居るが、その畫をかけた人は、東漢の末賢、高麗の加西溢、又、漢の奴加己利といふ三人であつた。恐らくは、この三人が、畫家の名の、最も古く歴史に遺つたものであらう。

一、太子が、支那に使を遣られた一年の目的は、書籍を日本に持ち來らしむるのであつた。そして、精神的に、外國文化を味はしむるためであつたが又、同時に多くの留學生學問僧を伴つて行つた。留學生は、政治、法制、經學をはじめ、その他、直接支那人について學ばんと欲するものを選んで學ばんか爲めに、派遣せられたのである。

一、後ち天智天皇の師たりし南淵請安や、大化改新に關係した僧旻、高向玄理などは、その主なるものであつた。この點から觀ても、天智天皇は、太子の遺業を繼いで、大成せられた御方といふことが出来る。

九、太子の憲法制定

一、太子のやうな聰明なお方は、餘程早熟であらせられたであらう。従つて太子は、幼少の頃から、

蘇我物部二氏の専横を、何とかして御考になつて居たに相違ない。そして皇室中心の御思想は、如何にして、この閥族を倒さんかと、苦心せられたのであらう。

一、そこで、十四の御年に、蘇我馬子と聯合して、先づ物部守屋を亡ぼしたまふた。守屋は、神祇崇拜から、佛敎輸入に反對した物部尾輿の子であるので、神道家は、之に最負するものが多いやうであるが、矢張り、天皇御讓位に際して、政權爭奪に餘念のない一人であつた。

一、太子は、此閥族の一人を倒して、その財産を沒收し、之を四天王寺の寺有とし、その施設したまへる、社會事業の財源とせられた。

一、太子は、第二の閥族蘇我氏に及ばれんとしたが、更に翻つて考ふれば、根本的に解決するにあらざれば、第二の閥族を倒すも、第三の閥族を生ずる、第四、第五と出で来る程皇室を危ふくするのであるから、蘇我氏に對しては暫く鋒鏑を收めたまひ、太子はこゝに根本的解決を急がれた。

一、それは實に、憲法十七條の御制定であつた。これによつて、皇室と國民との關係を明にし、然る後、一大改漸を實行せんと考へられたのである。

一、この一大改漸は、蓋し、太子が位に即かれず、永い間、皇太子として、萬機を攝政せられた所以で後に、天智天皇も、之に倣はれたのである。そこで、改漸の事については、太子と天智天皇とを對照して研究する必要がある。

一、無論、多少の相違はあるにしても、大體、大化の改新が、太子によつて、派遣せられた留學生、僧旻、高向玄理等の立案に成つたのであるから、太子御自身が、御實行に爲るとしても、大差はなかつたであらうと思ふ。

一、徒つて、太子の憲法御制定は、その實、一大改新の先驅であつた、明治時代の欽定憲法が、民法や商法をはじめ、いろ／＼の根本となつて居ると同じく、太子の十七條憲法は、太子が一大改新を行はるゝために、制定されたのであるが、太子によつて一大改新を見る能はざりしことは、やがて天智天皇の、大化改新を見るに至つた所以である。

一、第一條の以和爲貴は、政治上の理想であり、第二條の篤敬三寶は國民の信仰に關する條項、第三條の承詔必謹、上行下靡は、天皇の神聖にましますことを述べしものと、一々擧げて見ると、皆政治法律の根本を定められたものである。

一、殊に、第十二條の、國司國造、勿斂百姓、國靡二君、民無兩主、率土兆民、以王爲主の如き、皇室と國民とが、直接のものとならなければならぬことを示して、閭族に對して將に一大改新を行ふことを、豫言したやうなものであつた。

一、また第十七條の大事不可獨斷、必興衆宜論とあるのは、明治天皇の、維新當時下し給ひし、萬機公論に決せよとの御誓文と、同じ意味のものである。

一、太子の御精神は、かくて明治の聖代に至つて、いよく、光を放つたのではあるまいか、

十、太子の冤罪

一、こゝに、一寸、太子の冤罪について、一言せねばならぬ、從來、太子が、蘇我氏と共に、物部氏を亡ぼしたこと、崇峻天皇が、馬子に弑せられたまひしを、傍觀されたといふことで、太子を悪くいふものがある。

一、しかし、それは上に述べたやうに、物部守屋を亡ぼされたのは、第一の國族を倒されたのに過ぎぬまた崇峻天皇が弑逆に遭ひたまひしときは、太子は御年僅に十九歳、縱令多少の兵力（四天王寺の寺奴や御領地の人々）を有して居たまふても、蘇我氏の累世積み來つた勢力には、容易に對抗することが出來ぬことは、分りきつて居る。

一、却つて、逆襲にでも遇つたら、毛を吹いて疵を求むるに過ぎぬ、またよし、蘇我氏を討つことが出來ても、第三の國族は、後に控へて居る、どうしても根本的に解決せねば、反つて皇室を危くする所以であると、太子は自重し給はざるを得なかつた、そして、いよく一大改新を行はむと決心せられたのであらう。

一、それが、前にもいつた通り、太子が、推古天皇の攝政として、萬機を總べたまひし所以であつた、崇峻天皇の仇を復するの快舉、快は即ち快なれど、それは、小さい復仇に過ぎぬ、皇室のために

大きく蘇我氏を倒さんとの御計畫は、前章に述べた憲法として、先づ現はれたのである。

一、憲法の發布には、蘇我氏は餘程閉口した。そして、太子と姻戚關係を有するに係はらず、蓋し、

この後、次第に、太子との關係が、面白くなつたと想像せられる。

一、太子の薨去が、殆ど皇后と御同時といふについて、疑へば疑はれぬでもないが、それは兎に角、蘇

我氏は、太子の御在世中は、柔順な猫のやうにして居たが、太子の薨後、漸くその爪牙を研いで來

た。推古天皇二十二年には、大和の葛城縣をその本居であるから頂戴したいと、天皇に申し出で

た、それを天皇が、公明正大の御心で拒絕したまひしは、愉快であつた。

一、馬子の子、蝦夷、蝦夷の子人鹿が、太子の御子山背大兄皇子に對する態度は、寧ろ慘酷であつた。

いは、蘇我氏の太子御一族に向つて有する感情を、尤もよく窺はるゝものである。

一、太子は、蘇我氏といふ國族退治に失敗せられ、その薨後族滅の禍にかゝられた、しかし、後に天

智天皇が蘇我氏を滅して、大化の改新を行ひ、こゝに皇室中心主義を現實にせられたことは、太子

も定めて御満足であらうと思ふ。

一、猶ほ、崇峻天皇の御事に關し、太子が如何にも峻烈なる態度を取られた證據がある。太子は、天

皇を弑せし東漢直駒の一族子孫に對し、所謂不赦の例に入れられて、この後大赦を行はるゝことが

あつても之を除外された。以て大逆罪を犯せしもの、一子孫族に對して、如何に太子が、彼等を

嚴科に處したまひしかを觀るに足るのである。

十一、太子と産業

一、太子が、美術工藝を奨励し、之を發展せしめられたるは、前にも述べた通りであるが、太子は更に産業の方面にも御心を傾けられて居た。その曆法を傳へしめたまひしも、農業に關係があるし、十
七條憲法の中にも、民を使ふには百姓の暇ある時にせよ、春より秋に至るまで、農業の期節には、
民を使役してはならぬといつて居らるゝ。

二、そこで、十五年の冬には大和國に高市たけちの池、藤原の池、肩岡かたをがの池、菅原の池を作り、山城の國には
大溝を栗隈に掘り、河内の國には、戸苅とがりの池、依網よさなの池を作り、灌漑をよくしたまうた。また國ご
とに、屯倉を置くなど、大に産業のこゝを御心配になつて居る。

一、また支那に使節を派遣さるゝについては、大洋を横ぎるだけの大船がなければならぬ、それだけ太
子は、造船のことに、御注意になつて、之を奨励して居らるゝ。支那から裴世清といふ人が來
朝した時など、飾り船三十艘を舩し、彼等を淀川口に迎へられた。又二十六年には、河邊の臣なるも
のを安藝に遣し、船を造らせた記事が載つて居る。

一、それから朝廷で、唐使を迎へたところに、皇子諸臣、皆、衣服には、錦、紫繡織及び五色の綾羅
を用ひたとある、之を以ても當時、織物等が、如何に發達せしかを觀ることが出來やう。これは

實に、太子御奨勵の結果に外ならぬのである。

一、推古天皇十八年三月に、高麗から僧曇徴、法定の二人を貢上した。曇徴は彩色及び紙墨を作り、且つ碾磑ひきを造ることが出来た。これ亦恐らく、太子の御注文であるかも知れぬ。

一、交通の事では、驛遞の制が出来て居た。また、難波から飛鳥の京（今の大阪から大和の畝傍附近）まで、大道を通せられたのも注意すべきことである。

十二、太子の薨去

一、太子は、推古天皇の三十年正月の廿二日から、御病氣に罹られた。そして王后膳部善岐々美郎女も同時に床につきたまひしにより、御一族の嘆き遣る方なく、太子と等身の釋迦尊像を造り奉る御發願があつた。

一、が二月二十一日に王后先づ薨去翌二十二日太子ついで登遐遊ばされた。諸王諸臣をはじめ、天下百姓、長老は愛兒を失つた心地、鹽や酢を口にしても、味が分明らぬやうであつたといひ、少く幼いものは、父母を失つた心地、哭泣の聲、道路に満ちたといふことである。

一、國民皆、日月輝を失ひ、天地既に崩れぬべし、自今以後、誰をか恃まんやと、悲み歎いた。是月太子を河内磯長の御墓に葬り奉つた。今の叡福寺後にある御墓がそれである。俗に上の太子と稱して居る。

一、この太子の薨去について、我々がすぐ胸に浮ぶのは、明治天皇崩御の際の事である。そして、明治天皇と太子、一千三百年を隔てたまふに拘はらず、御似通はせたまふ點の多いことは、こゝにいふまでもない。

一、その一として、こゝに特筆すべきは、明治天皇と乃木大將、太子と慧慈法師である。

一、乃木大將が、明治天皇大葬の日、自刃せられたことは、今猶ほ國民のよく記憶して居ることであらう。余は、乃木大將の高潔なる人格によりて、更に明治天皇の大なる御人格を慕ひ奉る。之と同様に、聖徳太子の後を追ひ、太子薨去一年を経たる同月同日、自から死せし慧慈法師によつて、太子のえらい御人格たることを、偲び奉るものである。

一、慧慈法師は、太子の薨去を聞いて、大に悲み、齋を設け、親ら經を説き、誓願して、吾、明年二月廿二日必ず死し、淨土に聖王に見え奉らんといつて、日を違へず示寂したのである。その時太子を評して、

日本國に聖人あり、上宮豊聰耳皇子と申し奉る。固より天に縦されたる御方、玄聖の徳を以て日本の國に生れたまうた。三統を苞ね貫き、先聖の宏猷を纂ぎ、三寶を恭敬し、人民の苦厄を救ひたまふ、是れ實に大聖である。

といつて居る。余もまた、この慧慈法師の言を借りて、太子を讃嘆し奉る。

一、要するに、太子は、日本文明の父たり母たる御方にましまし、日本をして、精神的にも物質的にも
今日あらしめ給ひたる大恩人として、御偉徳を、永遠に、記念し奉らざるべからざる、御方にま
ますのである。

大正七年六月十四日、朝鮮平安南道价川郡軍隅里の客舎に於て、之を草し終る。

黑板勝美記

大正九年一月九日東京澁谷南平臺の弊廬に於て更に一校を加へ畢る

勝美又記